

みなとみらい 2 1 オープンカフェ等実施要領

(趣 旨)

第 1 条 本要領は、平成 25 年 9 月 13 日付「みなとみらい 2 1 公共空間活用委員会規約」(以下「委員会規約」という)第 12 条第 1 項に基づき、オープンカフェ等(以下「カフェ等」という)の運営に必要な事項を定める。

(カフェ等の対象)

第 1 条の 2 本要領の対象とするカフェ等は、平成 25 年 9 月 13 日付「みなとみらい 2 1 公共空間活用審査要綱」第 2 条で定める公共空間において、街の賑わいや憩いの場を創出することを目的に、委員会規約第 4 条に定める委員が実施する別表 2 の飲食店舗等とする。

(カフェスペース)

第 2 条 本要領が対象とするカフェ等の設置可能なスペース(以下「カフェスペース」という)は、別図 1-①~⑩のとおりとする。

2 カフェスペースを変更する場合は、委員会規約第 1 条に規定されるみなとみらい 2 1 公共空間活用委員会(以下「委員会」という)に事前に届け出なければならない。

(カフェ等運営者の運営・管理方法と責任)

第 3 条 運営・メンテナンス

(1) カフェスペースは、常時清潔で安全な状態を保ち、できるだけ開放的な設えにすること。

(2) カフェファニチャー(注*)は、常時安全で、清潔な状態に保つこと。

(3) その他、委員会規約第 2 条の目的に即したカフェ等の運営をすること。

(注*) カフェファニチャーとは、カフェ等の運営に係るテーブル、椅子、パラソル、ワゴン、備品、ごみ箱等一切のものを含む。

2 カフェファニチャーの設置方法・片づけ・撤去等

(1) 営業時間内外を問わず、カフェファニチャーは、安全面に配慮し、来街者の通行動線を確保するよう設置すること。

(2) カフェファニチャーは、緊急時等必要に応じて撤去可能なようにすること。

(3) 原則として、カフェファニチャーは、各日営業終了後、施設の敷地内まで撤去すること。

(4) カフェ等営業期間終了後、カフェスペースを原状復帰すること。

(5) その他、委員会規約第 2 条の目的に即し、カフェファニチャーを設置、片づけ、撤去すること。

(カフェ等に係るデザインルール)

第 4 条 屋外広告物は、カフェ等に関連する広告に限ること。

2 カフェスペースに屋外広告物を掲出する際は、賑わいの演出に効果的でみなとみらい 2 1 地区(以下

「MM21地区」という)にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫され、また、著しく景観を損なわないよう設置数に配慮されたものとする。

- 3 建築物や工作物は、MM21地区にふさわしい賑わいの演出に寄与するよう、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。
- 4 各店舗で「ソトカフェみなとみらい」の共通ロゴ(別図2)を掲出すること。

(オープンカフェ等料金)

第5条 委員会規約第12条に規定されるカフェ等運営者は、カフェ等営業期間終了後、別表1に示す所定の料金を事務局の請求後すみやかに委員会に支払うこと。

- 2 公開空地、有効空地及び地区施設のオープンカフェ等負担金は、MM21地区の活性化や環境整備に寄与することなど委員会規約第2条の目的に即した行為に充てるものとする。

(その他)

第6条 カフェ等運営者は、法令を順守し、カフェ等運営に伴うその他一切の責任を負うこと。

- 2 カフェ等運営者は、積極的に「ソトカフェみなとみらい」の情報発信に努めること。
- 3 その他、本要領に取り決めがない事項については、事務局と協議すること。

附 則

- 1 この要領は平成25年9月13日より施行する。
- 2 初年度の公開空地のオープンカフェ等負担金は、第5条の規定にかかわらず徴収しない。

附 則

この要領は平成25年11月14日より施行する。

附 則

この要領は平成26年6月10日より施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成27年4月17日より施行する。

附 則

この要領は平成28年6月10日から施行し、改正後の別図1-①の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月第30号)

(施行期日)

- 1 この要領は平成30年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後のみなとみらい21オープンカフェ等実施要領の規定は、平成30年3月1日以降に、みなとみらい21公共空間活用委員会審査要綱に基づき公共空間の活用に関する審査で承認

されるオープンカフェ等に適用し、同日前に審査されたオープンカフェ等については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 17 日より施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 10 月 31 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和元年 7 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和 2 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和 3 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和5年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和5年6月21日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和5年8月24日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和5年9月8日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和6年2月16日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和6年4月1日より施行する。

別図2

「ソトカフェみなとみらい」共通ロゴ



別表 1

(オープンカフェ等料金)

公共空間種別	料金
公開空地	オープンカフェ等負担金 139 円/m ² /月
都市公園 (グランモール公園)	公園施設設置使用料 236 円/m ² /月 ※ 1 横浜市公園条例による
道路 (桜木町駅前広場)	1. 道路占用料 1,500 円/m ² /月 又は 150 円/m ² /日 2. 道路使用許可申請手数料 2,000 円/件 (最大 1 か月以内) ※ 2 横浜市道路占用料条例、神奈川県道路交通法関係手数料条例による
有効空地	オープンカフェ等負担金 139 円/m ² /月
地区施設	※ 延べ 180 日以内の日数分は徴収しない

- 1 都市公園の公園施設設置使用料及び道路占用料：みなとみらい 2 1 公共空間活用委員会が代行して支払うものであり、関係法令に準じる。
- 2 公開空地、都市公園、有効空地及び地区施設：料金を算出する基礎となる期間が 1 箇月未満のとき、又はその期間に 1 箇月未満の端数があるときは、その期間又は端数期間は、1 箇月を 30 日とみなして日割をもって計算する。なお、日割計算によって生じた料金の 1 円未満の端数については全て切り捨てとする。
- 3 道路占用料：1 申請につき、日額料金又は、月額料金の安価な方を許可権者に確認後決定する。
- 4 道路使用許可申請手数料：カフェ等運営者が申請手続きを直接行い、当委員会を通さず料金を負担する。
- 5 公開空地、有効空地及び地区施設のオープンカフェ等負担金については、令和元年 10 月 1 日以降、法人税及び消費税の課税対象外とする。

(参 考) 関係法令による使用料等一覧

※ 1 都 市 公 園	横浜市公園条例 第 16 条第 1 項 別表第 2 公園施設設置使用料 236 円/m ² /月
※ 2 道 路	道路占用料 横浜市道路占用料条例 第 4 条 別表 法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設 1,500 円/m ² /月 又は 150 円/m ² /日
	道路使用許可申請手数料 神奈川県道路交通法関係手数料条例 第 2 条 別表第 1 道路交通法第 77 条第 1 項 第 3 号 2,000 円

別表2

(カフェ等の対象)

○：対象、×：対象外

	公開空地	都市公園 (グランモール公園)	道路 (桜木町駅前広場)	有効空地	地区施設
オープンカフェ	施設に面している地先において、施設飲食店舗が座席を設置し、店舗利用者のみが着席できる「飲食スペース(オープンカフェ)」として占有する場合				
	○	○	○	○	○
キッチンカー ・マルシェ等	キッチンカーやワゴン等を設置し、飲食物等を販売する「物販スペース」として占有する場合。ただし、継続性のない短期間の販賣創出を目的としたイベントにおける移動店舗の設置は除く。				
	○	×	×	○	○